

## 第 8 次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	福祉サービス利用計画作成事業
-----	----------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	障害者自立支援法		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	実施(補助)期間
			自 H18 ~ 至 継続

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課		
担当係	障害者福祉係	内線	4263	課	35020
関係課					

総合計画					
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり			
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり			
	細節名	第5 高齢者・障害者支援施策の充実			
	施策名	障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ	111ページ	
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン					
事業区分		新規	継続	施策	22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項	
							事業の概要
<p>障害のある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう必要な援助を行うことを目的とする。</p> <p>障害者自立支援事業の地域生活支援事業として相談支援事業が市町村の必須事業となった。</p>	<p>・長期入院・入所から地域移行したため一定期間集中的に支援が必要な方等で市は認定した方に対し、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成する。この作成費を市は指定相談支援事業所に支払う。(H20年度より予算は介護給付費に含まれる)</p>	<p>・長期入院・入所から地域移行したため一定期間集中的に支援が必要な方等で市は認定した方に対し、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成する。この作成費を市は指定相談支援事業所に支払う。(H20年度より予算は介護給付費に含まれる)</p>	<p>・長期入院・入所から地域移行したため一定期間集中的に支援が必要な方等で市は認定した方に対し、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成する。この作成費を市は指定相談支援事業所に支払う。(H20年度より予算は介護給付費に含まれる)</p>	<p>・長期入院・入所から地域移行したため一定期間集中的に支援が必要な方等で市は認定した方に対し、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成する。この作成費を市は指定相談支援事業所に支払う。(H20年度より予算は介護給付費に含まれる)</p>		<p>(注1) 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。</p> <p>(注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。</p>	
事業の概要	<p>・長期入院・入所から地域移行したため一定期間集中的に支援が必要な方等で市は認定した方に対し、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成する。</p>						
事業の対象者(交付先)	指定相談支援事業者						
事業費(百万円)	H19決算額	H20予算額	H21予算要求 予定額	H22予算要求 予定額	H20~H22合計		
財源内訳(1777)	一般財源	3					
	国庫支出金	1					
	県支出金	1					
	起債(その他)	1					
目標値	サービス利用計画作成者対象者数	6人					
活動の指標(アウトプット)							
効果(アウトカム)							
特記事項	効果(アウトカム)の目標値削除						